

---

---

## 第 1 回 練馬区居住支援協議会 議事要旨

---

---

[日 時]

平成 31 年 4 月 23 日 (火) 10 時 00 分から 11 時 30 分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎 19 階・1906 会議室

[出席者]

会 長 都市整備部長

副会長 金沢委員、長尾委員、福祉部長

委 員 谷口委員、青木委員、小宮委員、沖山委員、河島委員、佐藤委員、  
益子委員、鎗田尚子氏 (原委員代理)、障害者施策推進課長、生活  
福祉課長、高齢者支援課長、環境課長、住宅課長

[事務局]

住宅課管理係職員

[傍聴者]

2 名

[案 件]

- 1 居住支援協議会について
- 2 住まい確保支援事業について
- 3 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅補助金交付事業について
- 4 今後のスケジュールについて

## 1 居住支援協議会について

【事務局】(資料1、資料3、資料4の説明)

## 2 住まい確保支援事業について

【事務局】(資料5～7の説明)

【A委員】

登録住宅や専用住宅向けの補助制度があるが、事業周知用チラシ(案)では記載がありません。どのようにお考えですか。

【事務局】

オーナー向けチラシ裏面の最下段に制度周知の入り口となる関係ウェブサイトの案内を記載しました。

【住宅課長】

今回の事業開始に際しては、登録住宅、専用住宅以外の住宅の活用を企図していません。各種補助制度の周知については、案件3においてご説明したいと思います。

【A委員】

チラシなどの周知においては、専用住宅向け補助などのメリットをオーナーや入居する方に呼びかけることが有効と考えます。チラシの充実についてご検討ください。

【B委員】

資料3の1ページに記載されている住宅確保配慮者の項目には、高齢者の単身世帯、若年層や子どもを増やせない若年夫婦などがあります。一方で、区の住まい確保支援事業は、高齢者、障害者、ひとり親家庭が対象です。大きな枠組みの中で、区としては対象者を整理したという認識でよろしいでしょうか。

【住宅課長】

昨年6回にわたり実施した居住支援に関する関係団体との意見交換会において、最も数の多い高齢者向けから始めてみてはどうかとのご提案をいただいた上、第2次みどりの風吹くまちビジョン策定の過程において検討し、ひとり親家庭

や障害のある方も対象とすることとしました。事業開始にあたり、まずは優先順位を定めて取り組んでいきたいと考えております。

**【B委員】**

対象者は重層的にあり、また、相当数います。制度上の課題を整理しつつも、今回の支援対象者だけではなく、住宅の確保に配慮が必要な世帯は他にも様々あるということをご認識いただき、数年先を見据えた事業を展開してください。

**【会長】**

支援を必要とする世帯は他にもあるということは認識しています。高齢者からスタートしてはどうか、とのご意見を頂いて始めるこの事業ですが、一定の効果があがれば対象者の拡大も視野に入ります。まずは、事業実施後の状況を確認したいと考えています。

**【C委員】**

オーナー向け事業周知用チラシ(案)には「家主様へ」と対象を明示した方がわかりやすいと思います。

**【住宅課長】**

ご意見を反映させていただきたいと思います。

**【D委員】**

この事業はご案内できる物件の数など、簡単ではない面もあります。不動産団体では勉強会などの場において、この事業を周知していく段階にあります。

**【住宅課長】**

現在、事業開始に向け準備を進めている段階にあります。不動産団体にも機会を頂いて区からお話させて頂きたいと考えております。

**【D委員】**

周知にあたっては、家主よりも不動産業者に対して広めていくことが重要です。

**【E委員】**

各総合福祉事務所で受け付けた書類の取扱についてです。急いでいる方もいらっしゃると思いますが、柔軟な対応をしていただく余地はあるのでしょうか。

**【事務局】**

立ち退きを迫られている場合など、緊急性が高い場合には柔軟な対応をさせて頂きたいと考えております。

### 3 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅補助金交付事業について

**【事務局】(資料8の説明)**

**【A委員】**

補助期間は10年とのことですが、高齢者世帯や障害者世帯について10年後を考えた場合、どのような想定をされているのでしょうか。

**【住宅課長】**

国、都の制度に基づき、まずは10年の補助期間としますが、その間にも公営住宅の応募を案内させていただくなど、他の支援制度と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

**【会長】**

補助制度は一般的に3年程度で見直しながら実施しています。10年後にはその時代に即したあり方を検討し、実施することになります。

**【B委員】**

オーナーが都のパフレットなどを見ただけでは、区における補助制度の対象となるかがわからない、という状況が生じえますがいかがでしょうか。

**【住宅課長】**

オーナー向けチラシは、関連する内容を最低限記載したものです。ご意見のあったオーナー向けの周知については、不動産団体にご相談しながら検討していきたいと考えております。

### 4 今後のスケジュールについて

**【事務局】(資料9の説明)**

**【B委員】**

住宅に困っている方にとっては、選択肢があることが重要です。福祉の考え方と不動産の考え方の間のどこかで難しい場面がでてくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。需給の数を確認していくことが重要です。

#### 【D委員】

実際上の問題として、対象物件はなかなか集まらないと考えています。現時点では、不動産団体の中での意識改革をはじめ、事業を理解してもらう、という段階にあります。

#### 【C委員】

当団体では、依頼書を加盟店舗にファクス送信する予定ですが、実際にはやってみないと不明な部分もあります。できうる限り協力していきますが、まずは事業を立ち上げることが重要であると考えます。その上でより良いものになるよう改善を重ねて欲しいと思います。

#### 【F委員】

当事業所では年間10件程度、高齢者や障害のあるお子様がいる世帯など、お困りの方から相談を受けます。この事業はそのような方々が心待ちにしているものです。現在、当事業所の職員も不動産の店舗を巡り、借りられるかどうかの確認や、世帯状況の説明などを行っています。現地確認にもおつきあいします。なかには、好意的なオーナーもいらっしゃいます。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

#### 【D委員】

その取り組みは継続して頂きたいと思います。店舗をまわる際には、オーナーにとってのメリットを伝えていくことも重要であると思います。

#### 【会長】

不動産団体に物件照会を行っても該当がない、という状況がないようお願いするとともに、事業を機能させるべく様々な工夫を行っていきます。

これからも皆様のご協力を積みあげて事業を良いものにして行きたいと考えております。今後も忌憚のないご意見をお願いします。

(了)